

## beauty life card お客様（新旧対照表）

クレジットカード会員規約の主な変更事項—赤字部分が変更事項となります。

改定前（beauty life card 会員規約）	改定後（クレジットカード会員規約）
第 13 条（その他承諾事項）	第 13 条（その他承諾事項）
会員は、カード利用による商品購入代金、サービス提供に対する利用代金を第 35 条第 1 項で定める加盟店に当社が立替払いすることにあらかじめ異議なく承諾するものとします。	削除
第 25 条（電子媒体による販売促進活動）	第 25 条（電子媒体による販売促進活動）
会員は、当社へ入会の申込みの際又は任意に当社に提示した会員の e メールアドレスに対して、当社がインターネットを含む電子媒体を利用して、当社の関連会社及び当社の取引先が提供する製品・サービスの販売促進活動を実施することに同意します。ただし、会員は、インターネット、eメール、郵送又は来店による方法で、当該電子媒体による販売促進活動を中止するよう求めることができます。	削除
第 30 条（電子取引による契約及び開示に関する同意）	第 30 条（電子取引による契約及び開示に関する同意）
会員は適用法令（当該法令の改正法令を含む）により認められる範囲において、当社が会員に対する資金の提供、顧客アカウントに関する情報の開示及びその他のサービスを、電子媒体を利用して会員に提供することに同意します。	削除
第 36 条（ショッピングサービスの弁済金等の支払方法）	第 33 条（ショッピングサービスの弁済金等の支払方法）
<p>1. 会員は、当社に対して、弁済金等を毎月支払日に支払うものとします。なお、初回ご利用時等については、事務手続上の都合により翌月以降の支払日の支払となることがあります。</p> <p>2. ショッピングサービスの弁済金等の支払方法は、元利定額リボルビング払い、分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス 2 回払い、のいずれかを、会員がカード利用時に指定し、当社が承認した方法</p>	<p>1. 会員は、当社に対して、弁済金等を毎月支払日に支払うものとします。なお、初回ご利用時等については、事務手続上の都合により翌月以降の支払日の支払となることがあります。</p> <p>2. ショッピングサービスの弁済金等の支払方法は、①元利定額リボルビング払い、②残高スライド元利定額リボルビング払い、③分割払い、④ボーナス 1 回払い、又は⑤ボーナス 2 回払いのいずれか</p>

によります。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法、取扱期間、取扱金額一部制限される場合があります。

3. 会員が元利定額リボルビング払いを指定し、当社がこれを承認した場合、会員は、加盟店毎のショッピングサービスのリボルビング払いの利用金額又は利用合計残高（以下「利用残高」という）に対して、当社が設定した金額のうちから会員があらかじめ設定した金額（ただし、会員による指定がない場合には、当社が指定した金額）を支払日に支払うものとします。当該弁済金等には、①第1回目返済の場合は立替払日（当社が加盟店に対して立替金を支払った日をいいます）の翌日から第1回目支払日までの期間、②第2回目以降の返済の場合には前月の支払日の翌日から当月支払日までの期間に対し、それぞれ利用残高に年18.0%の手数料（実質年率）を乗じ、年365日（閏年は年366日）で日割計算した手数料が含まれます。（支払総額の具体的算定例は【別表】を参照ください）
4. 会員は、当社所定の手続きにより弁済金等を変更することができます。
5. 会員が希望し、当社が了承した場合、支払方法を変更することができます。
6. 手数料の料率は、実質年率18.0%とします。
7. 本条2項で会員が分割払い（ご利用の都度、支払回数を指定し、お支払頂く方法です）を指定した場合、支払回数は3回、6回、10回、12回、18回、24回、36回、より指定するものとします。支払回数、支払期間、分割払手数料及び支払総額の具体的算定例は、【別表】を参照ください。また、会員が当初の契約のとおり分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払日未到来分のクレジット手数料のうち、78分法又はこれに準じた当社

のうち、カード交付に際して当社が承認した方法とします。

上記①②についての弁済金の額の具体的算定例、及び上記③についての支払総額の具体的算定例は、別表のとおりです。

3. 会員は、カード利用時に支払方法を指定し、当社が承認した方法により都度のカード利用を行います。ただし、一部の加盟店では、支払方法、取扱期間、取扱金額が一部制限される場合があります。なお、カード利用の後に会員が希望し、当社が了承した場合、支払方法を変更することができます。
4. 前項で会員が元利定額リボルビング払い又は残高スライド元利定額リボルビング払いを指定し、当社がこれを承認した場合、手数料率は18.00%（実質年率）とします。また、弁済金には、①第1回目返済の場合は立替払日（当社が加盟店に対して立替金を支払った日をいいます。）の翌日から第1回目支払日までの期間、②第2回目以降の返済の場合には前月の支払日の翌日から当月支払日までの期間に対し、それぞれリボルビング払いの利用残高に年18.0%の手数料（実質年率）を乗じ、年365日（閏年は年366日）で日割計算した手数料が含まれます。
5. 第3項で会員が分割払い（ご利用の都度、支払回数を指定し、お支払頂く方法です。）を指定した場合、支払回数は3回、6回、10回、12回、18回、24回、36回より指定するものとします。
6. 一部の分割払い取扱い加盟店では、支払回数異なる場合があります。また、取引時の条件により分割払いの場合の手数料率についても12.0%から18.0%の間で変動することがあります。
7. 当社は、クレジット手数料を加盟店に対して請求する場合がございます。加盟店が同手数料を負担する限り、当社は会員には請求いたしません。

<p>所定の計算方法に基づき算出した金額の払い戻しをいたします。</p> <p>8.一部の分割払い取扱い加盟店では、支払回数が異なる場合があります。また、取引時の条件によりクレジット手数料率についても12.0%から18.0%の間で変動することがあります。</p> <p>9.当社は、クレジット手数料を加盟店に対して請求する場合がございます。加盟店が同手数料を負担する限り、当社は会員には請求いたしません。</p> <p>10. 本条2項で会員がボーナス一括払い、ボーナス2回払いを指定した場合は、クレジット手数料はかかりません。</p>	<p>8. 第3項で会員がボーナス1回払い、ボーナス2回払いを指定した場合は、クレジット手数料はかかりません。</p>
--	---

改定日 2020年2月1日